

# 現代的・社会的課題に対応した 学習について

## 目次

・第3次男女共同参画基本計画の概要	1
・男女共同参画学習関連データ	4
・全国の取組事例(男女共同参画学習)	13
・消費者基本計画の概要	14
・社会教育における消費者教育の取組	16
・全国の取組事例(消費者教育)	21
・環境保全活動・環境教育推進法改正案の概要	22
・環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(構成)	23
・環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律(環境教育促進法)の対応について	25
・環境教育関連データ	26
・社会教育における地域の教育力強化プロジェクト 平成23年度委託事業一覧(環境教育関係)	32

# 第3次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会とは…

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会

第3次男女共同参画基本計画

- ・平成22年12月17日 閣議決定
- ・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

## 特徴

### ① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

- ・下記の重点分野のうち、黄色で★が付いているものが新設分野

### ② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

- ・現行の第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目(延べ109項目)の「成果目標」を設定  
(※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準)

### ③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

- ・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
- ・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

### ④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

- ・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

## 重点分野

特に文部科学省の役割が大きく期待される分野

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

# 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

## 基本的考え方

- 男女共同参画社会実現のため、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、教育・学習がその基礎となる。
- 固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るための教育・学習を充実する。
- 女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。

## 成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成21年)	96% (平成27年)
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	72.6% (平成21年)	75% (平成27年)
ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差	—	平成27年までに解消

項目	現状	成果目標 (期限)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	93.2% (平成21年)	100% (平成27年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	14.7% (平成22年)	30% (平成32年)
大学の教授等に占める女性の割合	16.7% (平成21年)	30% (平成32年)

## 施策の実施

### ○ 男女平等を推進する教育・学習

- ・男女共同参画に関する研修の実施など教育関係者の正確な理解の促進
- ・個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための学校教育の充実
- ・地域における男女共同参画に関する学習機会の提供など社会教育の推進

### ○ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ・男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育など生涯学習・能力開発の推進
- ・情報提供や教育プログラムの開発などエンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

### ○ 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・学校教育機関において、女性の能力が組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図るなど女性の参画拡大の推進

# 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

## 基本的考え方

- 我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた研究活動を活性化するためには、女性研究者の能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠。
- 科学技術・学術の振興により、多様で独創的な最先端の「知」の資産を創出することは、男女共同参画社会の形成を促す。

## 成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
女性研究者の採用目標値(自然科学系)	自然科学系 23.1% (平成20年)	「自然科学系25%(早期)、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」(総合科学技術会議基本政策専門調査会報告)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画(平成23年度から27年度まで)における値

項目	現状	成果目標 (期限)
日本学術会議の会員に占める割合	20.5% (平成20年)	22% (平成27年)
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	12.5% (平成20年)	14% (平成27年)

## 施策の実施

### ○ 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

- ・研究機関における女性研究者の採用・登用の取組の奨励・支援
- ・研究機関における取組状況等の公表

### ○ 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

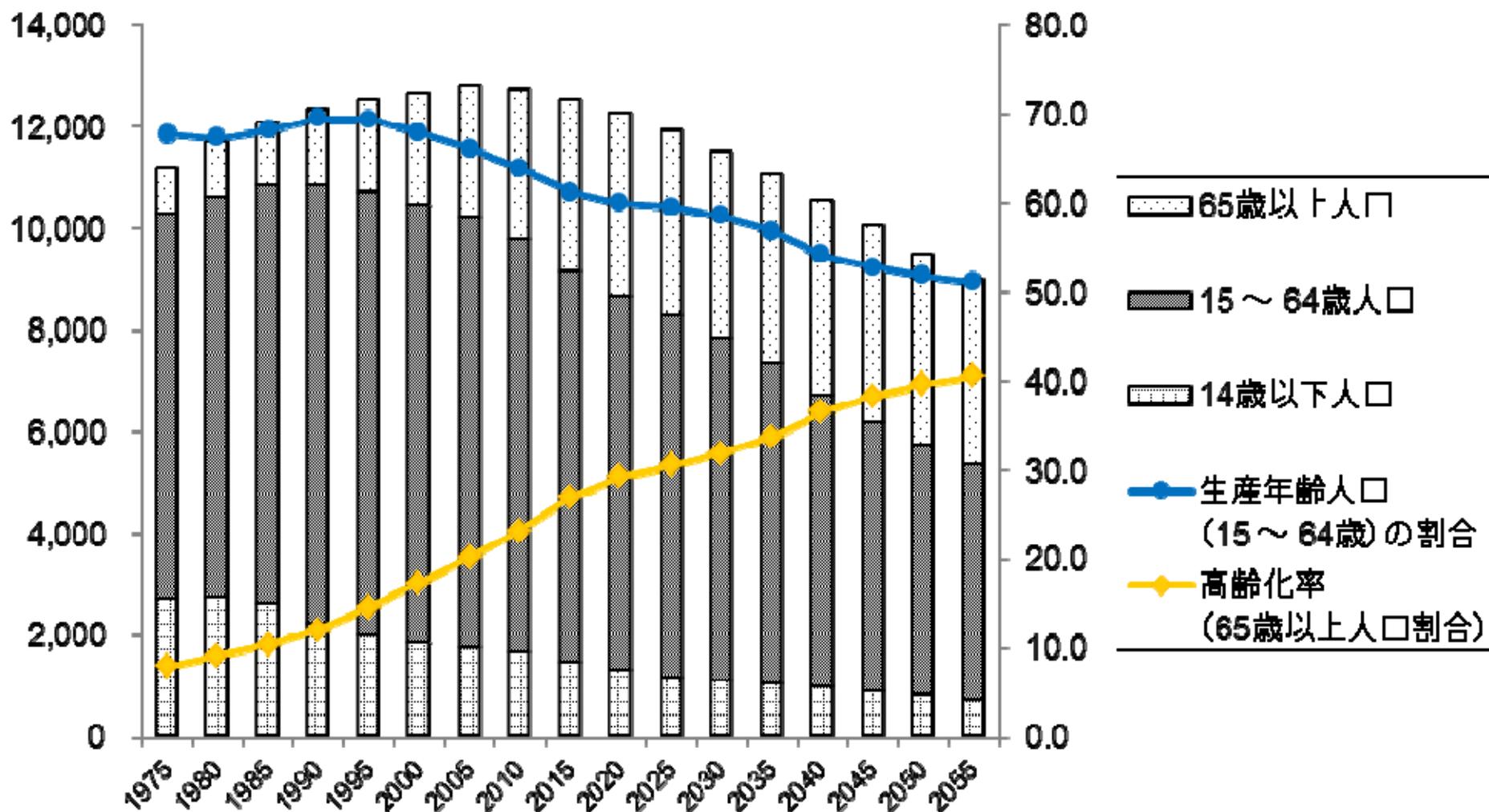
- ・女性研究者における働きやすい環境の醸成や能力の一層発揮のため、女性研究者のネットワークの構築や勤務環境の整備
- ・研究者等の実態把握や統計情報の収集・整備

### ○ 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

- ・女子学生・生徒の理工系分野への興味・関心の喚起・向上を図る取り組みなど進路選択の支援

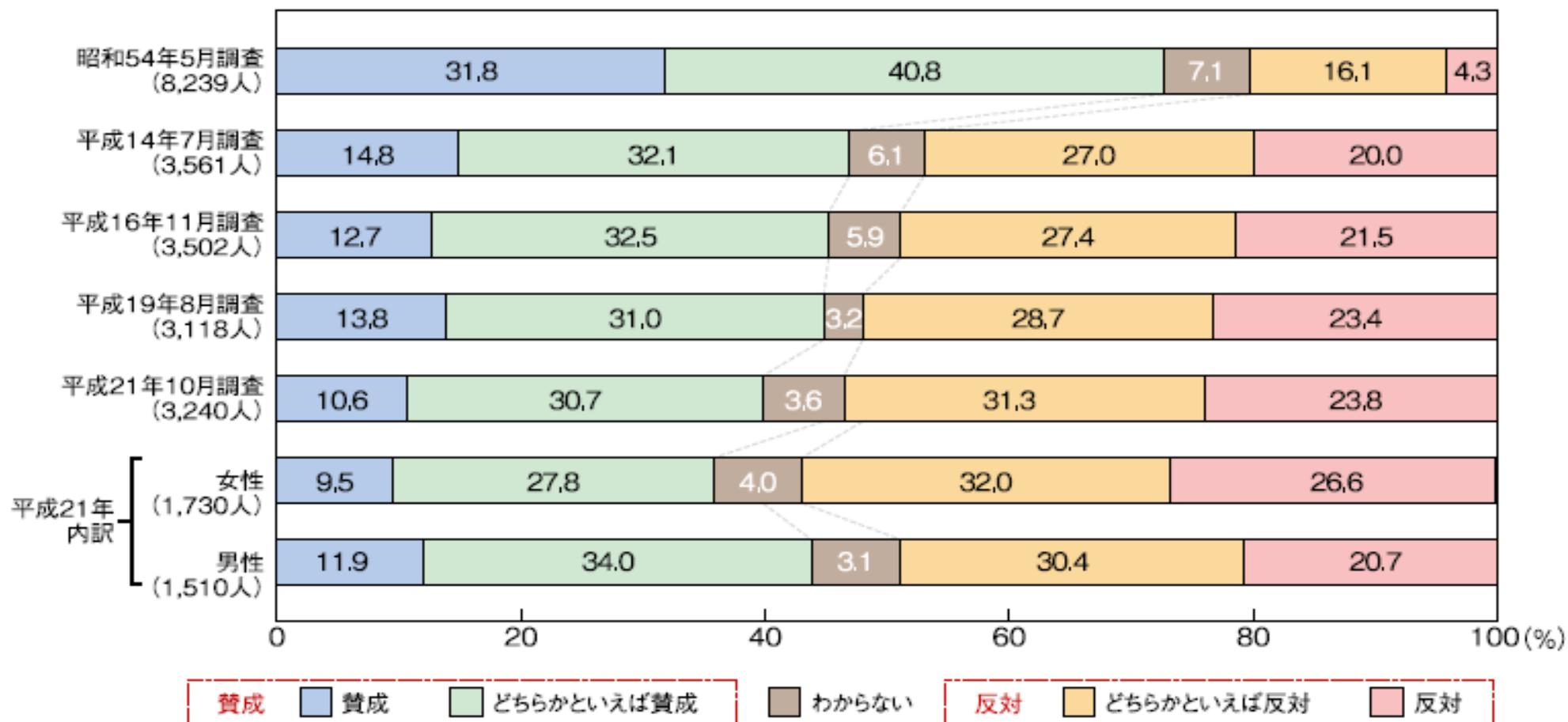
# 男女共同参画学習 関連データ

# 総人口の推移



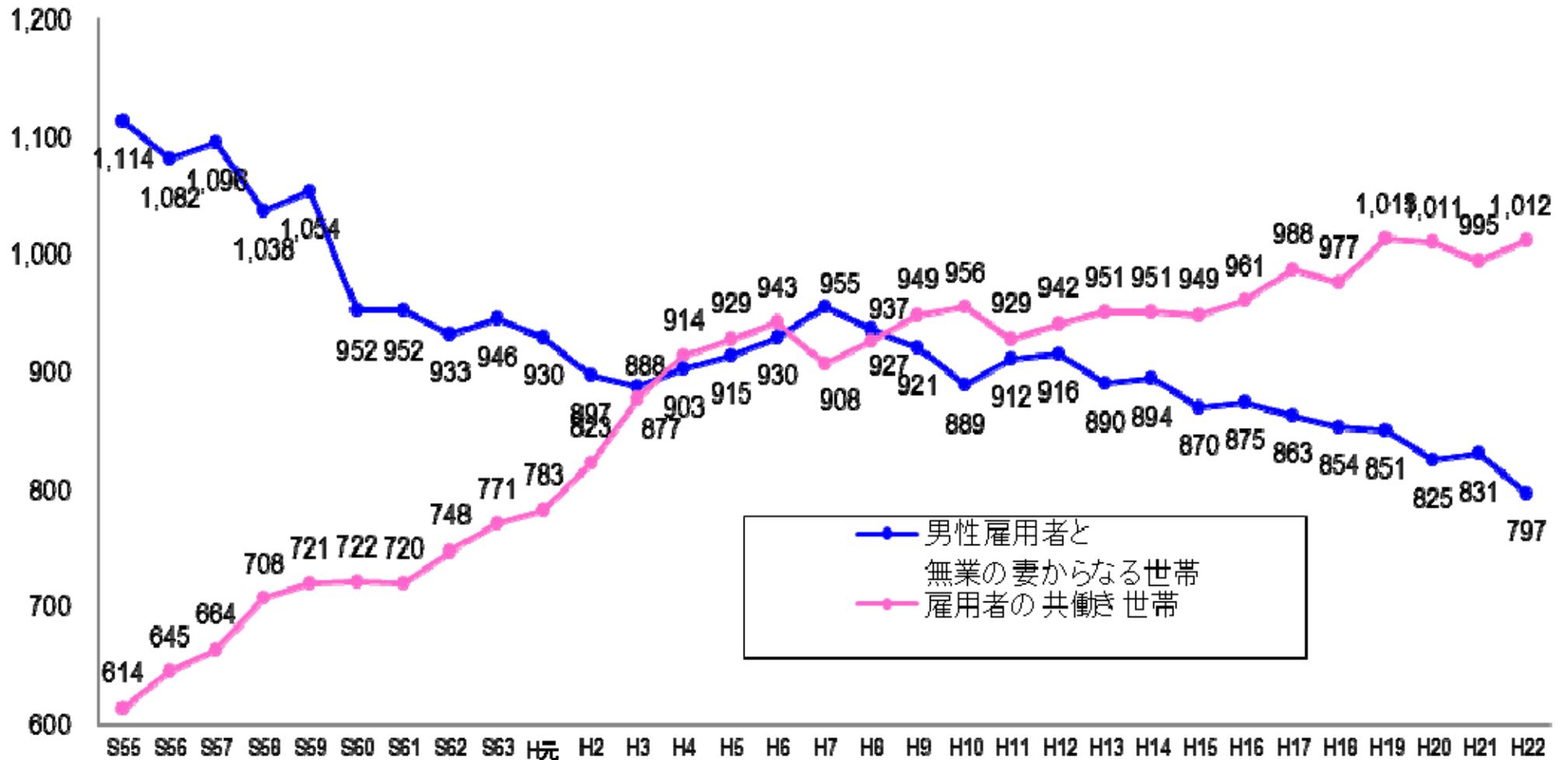
(備考) 1. 2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」 2. 2005年は総務省統計局「国勢調査」の年齢不詳人口を各歳別に按分して含めた。

# 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」 という考え方について



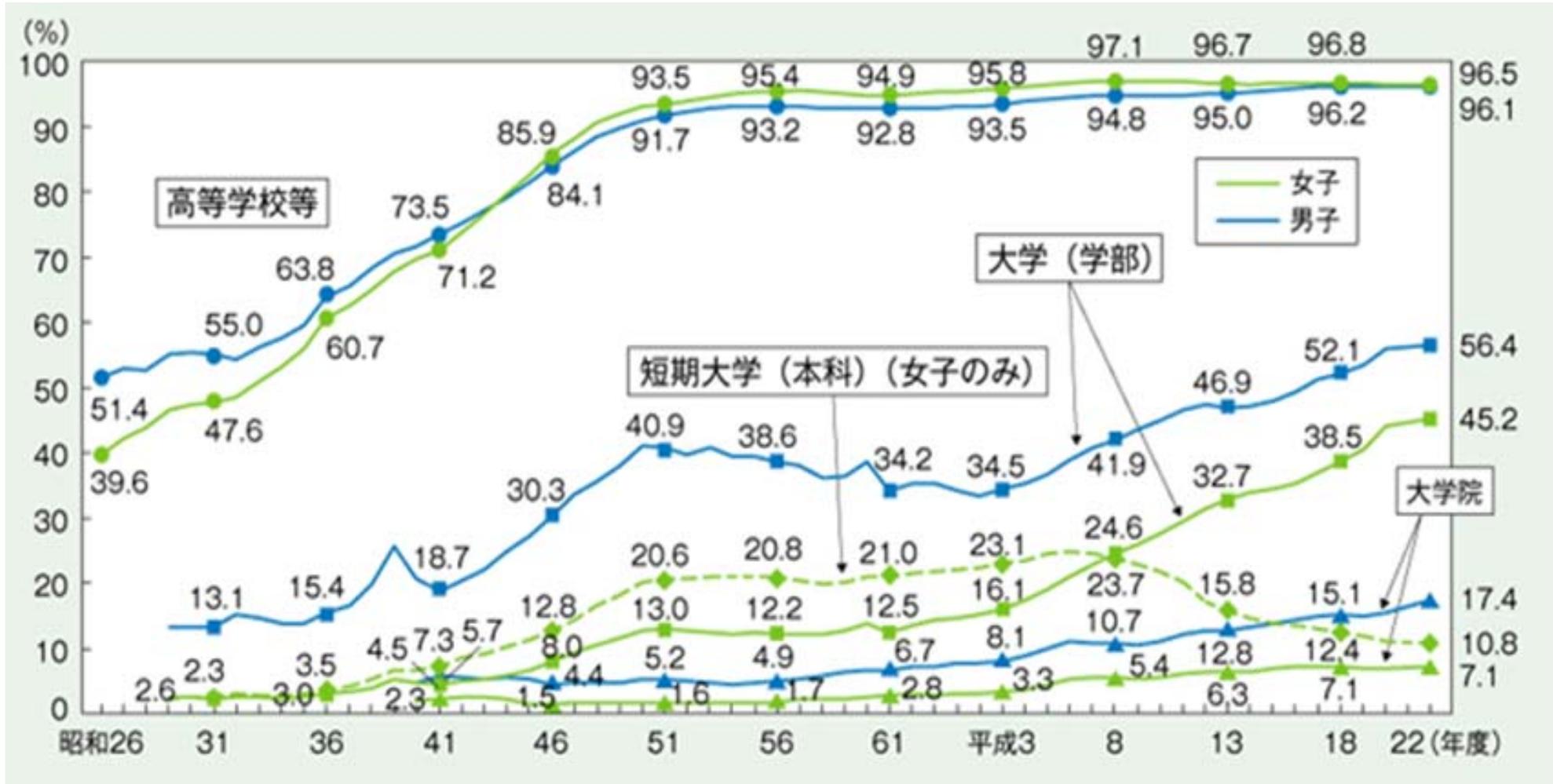
(備考) 1. 「男女共同参画社会に関する世論調査(平成21年10月調査)」(内閣府)より作成

# 共働き世帯数の推移



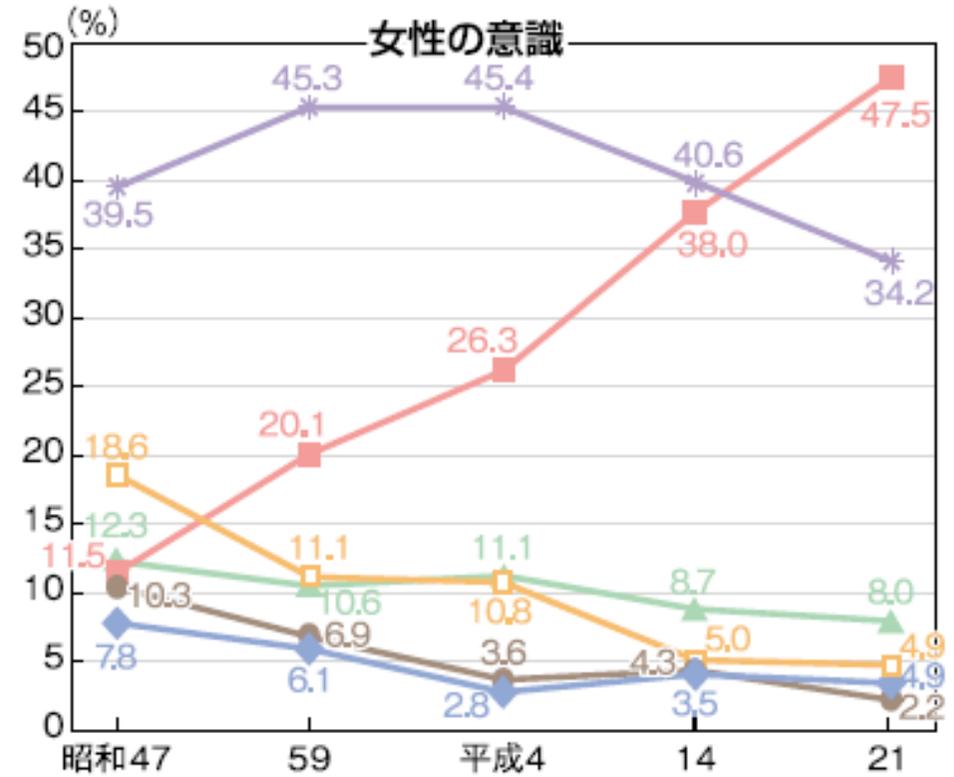
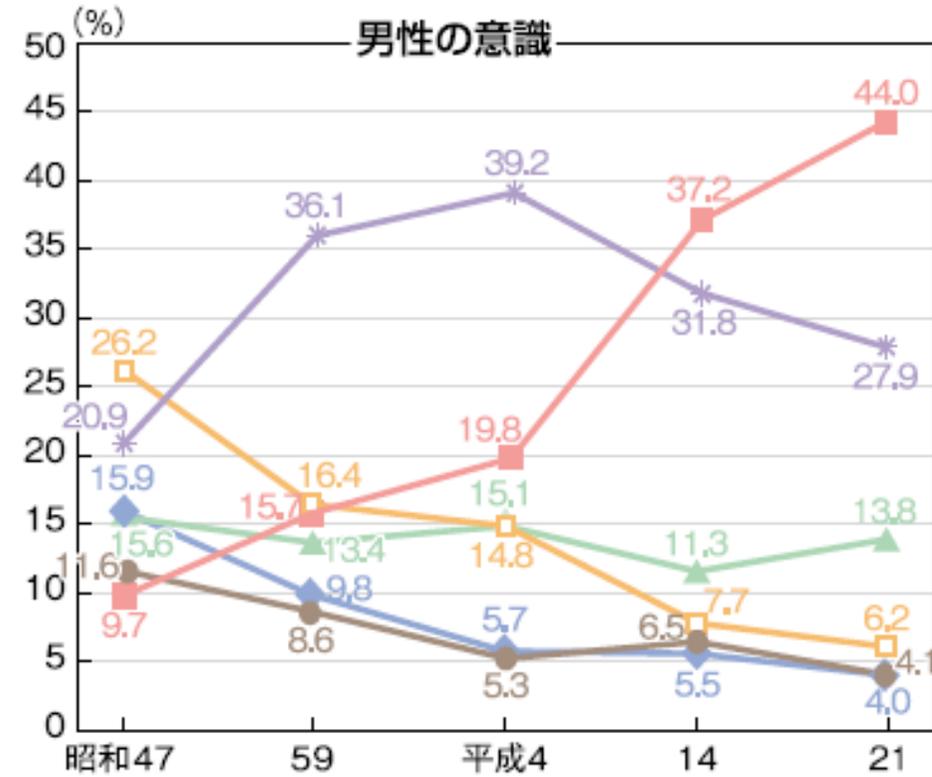
(備考) 1. 1980年から2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査(詳細集計)(年平均)」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成(注) 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。 4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

# 学校種類別進学率の推移



(備考) 1. 「学校基本調査」より作成。2 高等学校等: 中学校卒業生及び中等教育学校前期過程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制過程(本科)への進学者は含まない。3. 大学(学部)、短期大学(本科): 過年度高卒者等を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数(過年度高卒者等を含む)を3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期過程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制の入学者を含まない。4. 大学院: 大学学部卒業生のうち、ただちに大学院に進学した者の比率(医学部、歯学部は博士課程への進学者)。ただし進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

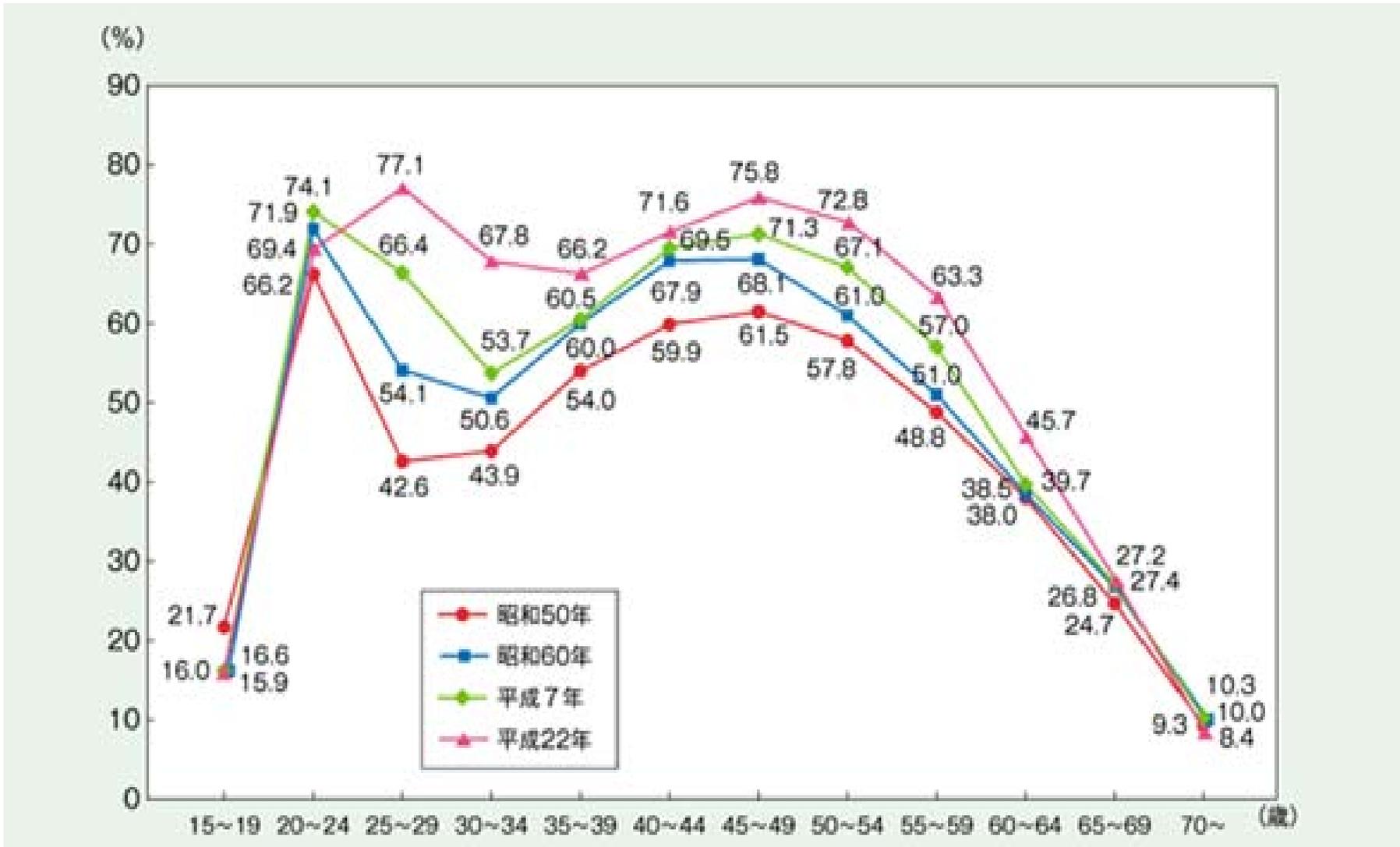
# 女性が職業を持つことについての考え方



- 子どもができてずっと職業をつづける方がよい(中断なし就業)
- ✱ 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい(一時中断型・再就職)
- ▲ 子どもができるまでは職業をもつ方がよい(出産等で退職)
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい(結婚で退職)
- ◆ 女性は職業をもたない方がよい
- わからない・その他

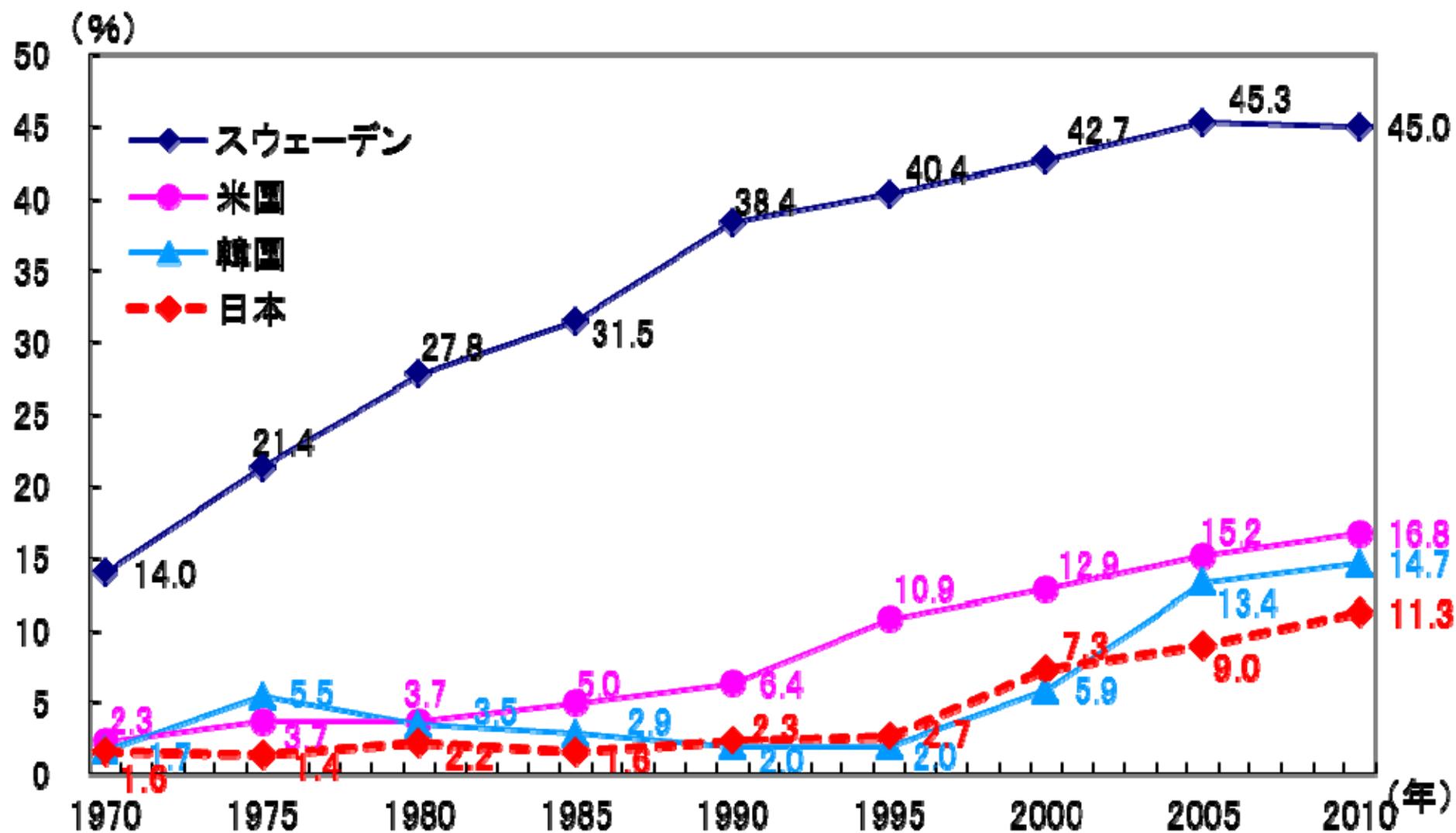
(備考) 1. 男女共同参画社会に関する世論調査(平成21年10月調査)等、内閣府世論調査より作成。

# 女性の年齢階級別労働力率の推移



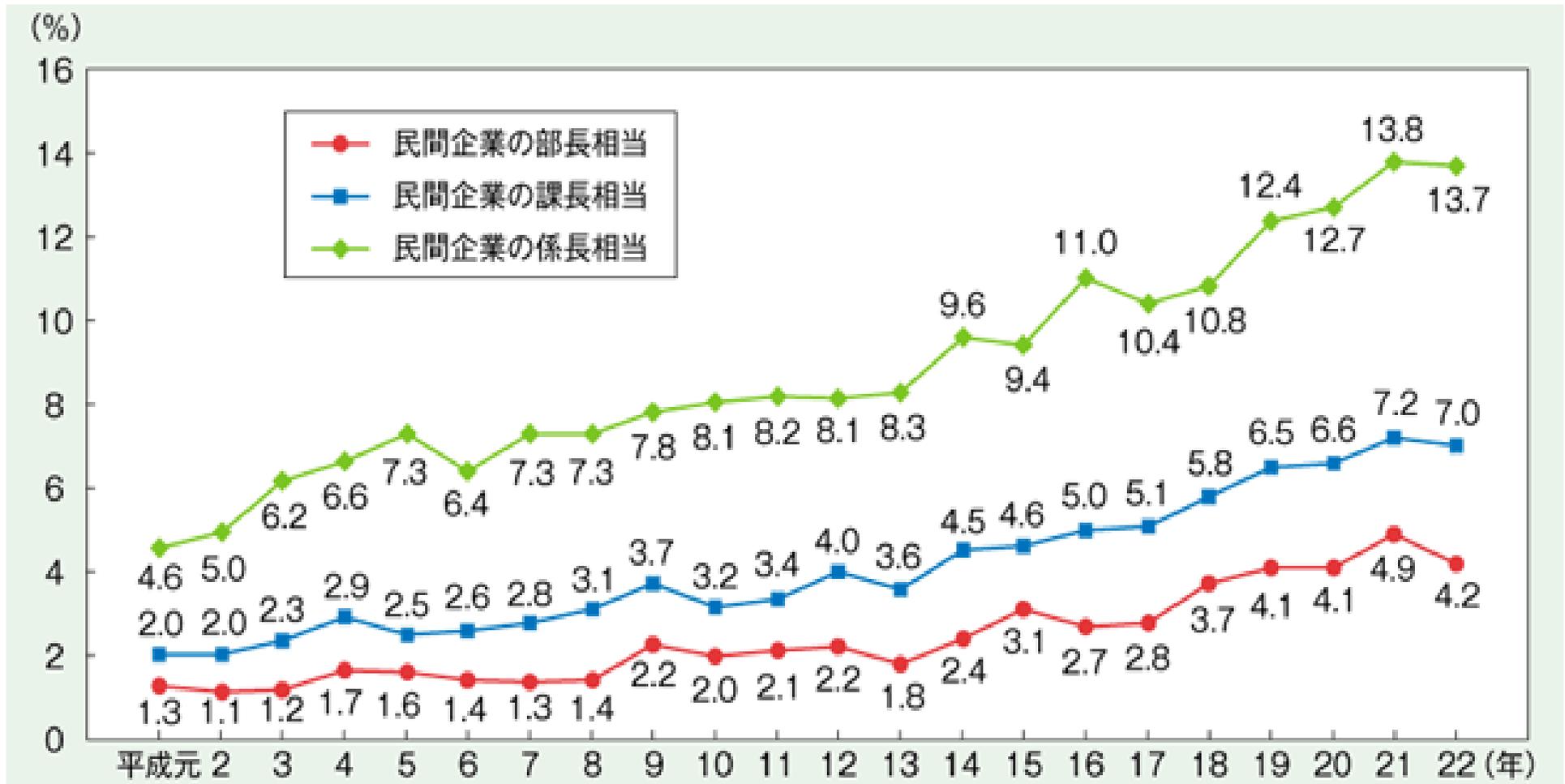
(備考) 1. 「労働力調査」(総務省)より作成 2. 「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

# 国会議員に占める女性割合の推移



(備考) 1. IPU資料より作成。2. 一院制又は下院における女性議員割合

# 企業における役職別管理職に占める女性の割合



(備考) 1. 「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)より作成

# 全国を取組事例(男女共同参画学習)

## <女性の地域づくりの取組事例>

### 青森県男女共同参画センター

【平成23年度】

#### 「あおりウィメンズアカデミー」

##### <目的>

- 男女共同参画に関する様々な課題の解消に向けて問題意識を持って政策・方針決定の場に参画し、活躍できる女性人材を養成

##### <講義内容>

- 防災・復興に男女共同参画の視点を
- 女性が審議会委員になる意義を考える
- 文章作成力を身につける
- 男女共同参画データの分析・収集
- 男女共同参画データから地域課題を見つける
- 課題解決に向けた実践 など

## <女性の地域づくり(震災・防災関連)の取組事例>

### 男女共同参画センター横浜北

【平成23年度】

#### 「女性の視点で考える防災のまちづくり事業」

##### <目的>

- 近年の震災での女性たちの経験に学び、地域の安全網を築く担い手として、女性がいきいきと力を発揮

##### <内容>

- 「ヨコハマ わたしの防災カノート」(平成19年1月発行)の作成。

(公財)横浜市男女共同参画推進協会・横浜市市民局

- 「防災カノート」を活用したワークショップの地域出前も行っている。



##### <URL>

<http://www.women.city.yokohama.jp/bousai/>

## <男性を対象(親子参加型)の取組事例>

### 三重県男女共同参画センター フレンテみえ

【平成22年度】

#### 「たのsea! うれsea! 大公開」～パパを狙いうちっ!～

##### <目的>

- 子育て世代の男性への家事や育児、地域への参画を推進

##### <内容>

- 親子でのお弁当づくりや親子でのヨット体験
- 子どもとの関わりや父親としての悩み、家事などについて話し合う パパワークショップ
- ※県や市、市民とフレンテが企画から運営まで協働して実施

##### <参加者の感想>

- 子どもに対する姿勢を見直すきっかけになった、これからにつなげていきたい
- 他のパパたちも同じ悩みを抱えていることが分かった

## <男性を対象(家族参加型)の取組事例>

### 静岡市女性会館(アイセル21)

【平成23年度】

#### 「子育て応援講座! 新米パパと新米ママのハッピータイム」

##### <目的>

- ママは産後の心と体をリフレッシュ、パパは子どもと一緒に遊びを楽しむことが目的

##### <内容>

- パパと赤ちゃんは、子どもと一緒に触れあい遊びを行う
- ママは骨盤体操を行う。

##### <参加者の感想>

- 身体がポカポカと気持ちよくなった。自分だけの時間が持てた。(母親)
- 今後、手遊びなどを通して子どもとの時間を増やしていこうと思います。(父親)

# 新たな「消費者基本計画」(概要)

## 「消費者基本計画」策定の趣旨

これまでの縦割り行政の転換の拠点となる消費者庁・消費者委員会の創設により、新たなステージに入った消費者政策について、平成22年度からの5年間を対象とする計画を定めるもの。本計画は、消費者庁・消費者委員会の創設後、初の計画となる。

## 消費者政策の基本的方向

### 1. 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

#### (1) 消費者の安全・安心の確保

- ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。**
  - ☆ P I O - N E T ・ 事故情報データベースを活用した情報収集・発信体制の整備
- イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。**
  - ☆ 事故情報分析タスクフォースなどを通じた迅速・的確な分析・原因究明
  - ☆ 消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方の検討
- ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。**
  - ☆ 食品安全の総合的方針である「基本的事項」改定
  - ☆ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一層の促進
- エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。**
  - ☆ 消費者の「重大事故等」の範囲について検討

#### (2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

- ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。**
  - ☆ 改正特定商取引法の厳正な執行
  - ☆ 消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方や消費者団体訴訟の対象拡大の検討
  - ☆ 住宅リフォームに関する被害防止の取組、未公開株取引等に関するトラブルに対する取組の強化
- イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。**
  - ☆ 食品表示関連法令の統一的運用や一元的な法律の制定など法体系の在り方の検討

#### (3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

- ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。**
  - ☆ 「消費者教育推進会議」を開催し、関係省庁が連携して消費者教育を体系的に進める体制を確立
- イ 学校における消費者教育を推進・支援します。**
  - ☆ 副読本や教材などの作成、教職員の指導力向上を目指したセミナー開催
- ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。**
  - ☆ 消費者教育の多様な主体の連携の場の創設
- エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。**
  - ☆ 各種消費者トラブルに対する啓発教材等の作成・配布

#### (4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

- ☆ 生活者・消費者を代表する審議会委員の選任

#### (5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

- ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。**
  - ☆ 不当な収益をなく奪し、被害者を救済する制度の検討
- イ 裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。**
  - ☆ 国民生活センターにおける重要消費者紛争の和解の仲介等の手続の実施、地方公共団体及び民間ADR機関との連携

### 2. 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

#### (1) 地方公共団体への支援・連携

- ☆ 「地方消費者行政の充実強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施

#### (2) 消費者団体等との連携

- ☆ 適格消費者団体に対する支援の在り方について見直し

#### (3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進

- ☆ 公益通報者保護法の周知・啓発及び公益通報者窓口の整備等の促進

#### (4) 行政組織体制の充実・強化

- ☆ 消費者行政に係る体制の更なる整備等の検討

### 3. 経済社会の発展への対応

#### (1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進

- ☆ 温室効果ガス排出量の25%削減に向けた国民運動の実施

#### (2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応

- ☆ インターネット取引に関する消費者問題についての総合的検討を開始

#### (3) 国際化の進展への対応

- ☆ O E C D や地域間・二国間等、消費者問題に関する国際的な取組に参画、連携を強化

## 「消費者基本計画」の検証・評価・監視

計画に盛り込まれた具体的施策が実効的に機能しているかが重要。重点課題ごとに工程を明確にし、毎年度、消費者委員会の監視機能を最大限に発揮して「検証・評価・監視」を実施。検証・評価の結果及びこれを踏まえた計画の必要な見直しについて閣議決定。

# 消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)【平成23年7月8日一部改訂】

(文部科学省関連部分抜粋)

## 第2 消費者政策の基本的方向

### 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

#### (3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

政府は、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費生活に関する知識の普及と情報の提供など消費者に対する啓発活動の推進などの必要な施策を講じます。

また、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、政府は、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じます。

### 重点的な取組

#### ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

- ・地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備の促進
- ・学校教育及び社会教育における取組状況調査、ヒアリング調査等を実施

#### ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

- ・社会教育における指針の普及・啓発、社会教育施設における消費者教育の推進
- ・多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場の創設

#### イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

- ・新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等
- ・大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発、大学に対する指針の普及・啓発

#### エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。

- ・各種消費者トラブルに対する啓発教材等の作成・配布等(子どもたちのインターネットの安全・安心利用、食育等)

# 社会教育における消費者教育の取組

## 消費者教育の目的

- ① 消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して、消費者被害等の危機回避能力、生活設計能力、問題解決能力をはぐくむ。
- ② 他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。
- ③ 消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」(消費者教育推進委員会:平成23年3月30日)

## これまでの施策

(消費者教育推進事業:平成22年度~)

### 【平成22年度】

#### ○ 社会教育における基本的な方向性の検討

- ・大学等及び社会教育における消費者教育の指針の作成
- ・連携・協働による教育の実施体制に関する可能性の検証(「社会的責任に関する円卓会議」との連携・協働)

### 【平成23年度】

#### ○ 社会教育における促進策の検討

＜教育対象＞

- ・親子を対象とした教育に関する検討

＜教育・学習手法＞

- ・ワークショップ手法に関し教材の作成と実施検証 等

＜教育・学習機会＞

- ・小中学校における保護者も参加する授業の実施 等

## 今後の方向性

#### ○ ライフステージに応じた最適な教育の提供

- ・**ライフステージ**を通じて、消費生活において必要となる能力を身につけるための教育が必要であり、大学生や親子、高齢者等の特性に応じた消費者教育の取組を**検討会の成果等を活用して普及啓発**していく。

#### ○ 自立した消費者を育成する教育体制の整備

- ・適切な情報収集、意思決定、行動ができる自立した消費者を育成することについて、公民館等の社会教育施設の場を活用し、**地域課題に応じた消費者教育の実践**を促す必要があり、社会教育における**消費者教育の事例収集・周知や試行的実施**を行う。

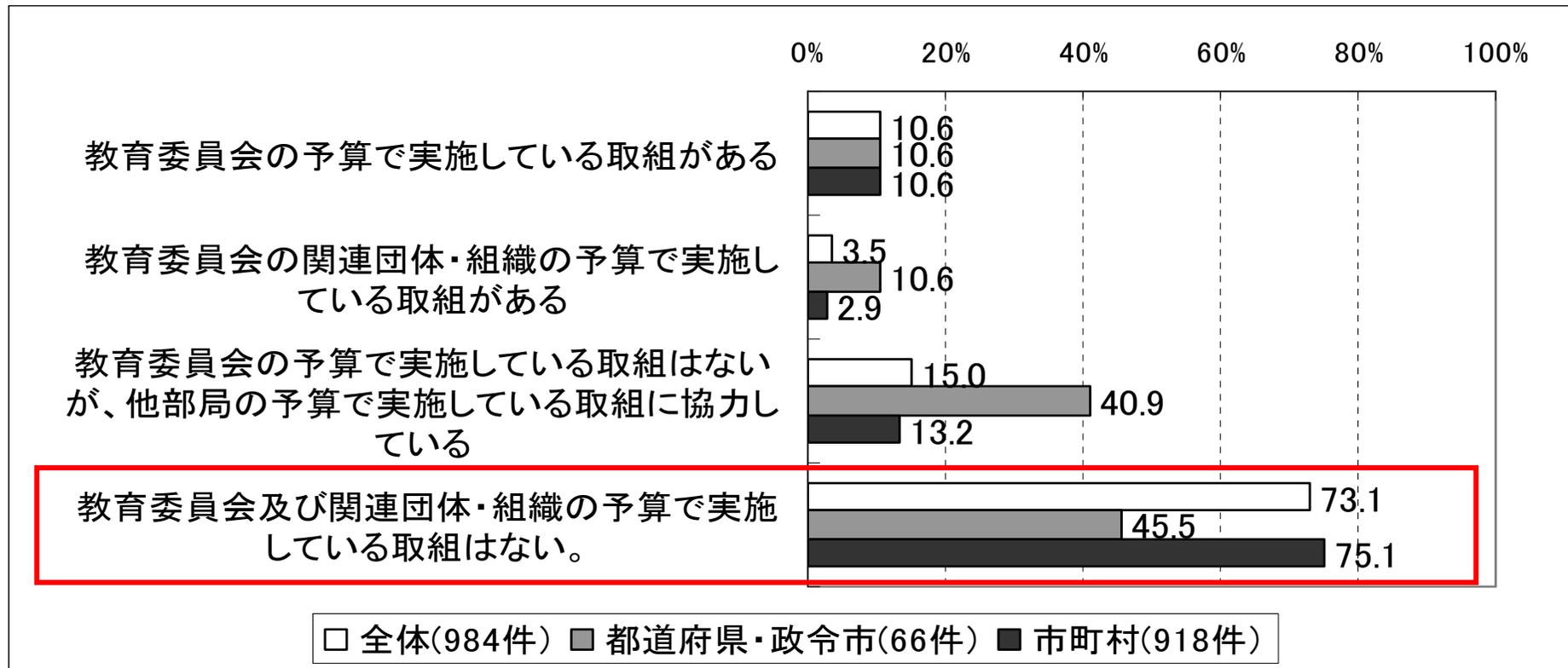
#### ○ 各主体や主体間の連携・協働による消費者教育の推進

- ・国では文部科学省と消費者庁等の連携による推進、地域では各主体と連携・協働した効果的な教育の在り方の検討や各主体間をつなぐ**コーディネーター人材**の養成が必要であり、**消費者フェスタでの連携モデルの提示や人材養成等の方策**を検討する。

# 社会教育における消費者教育の取組状況

## 社会教育関連の取組について

問 貴教育委員会が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施を予定している消費者教育関連の取組がありますか。(複数回答)



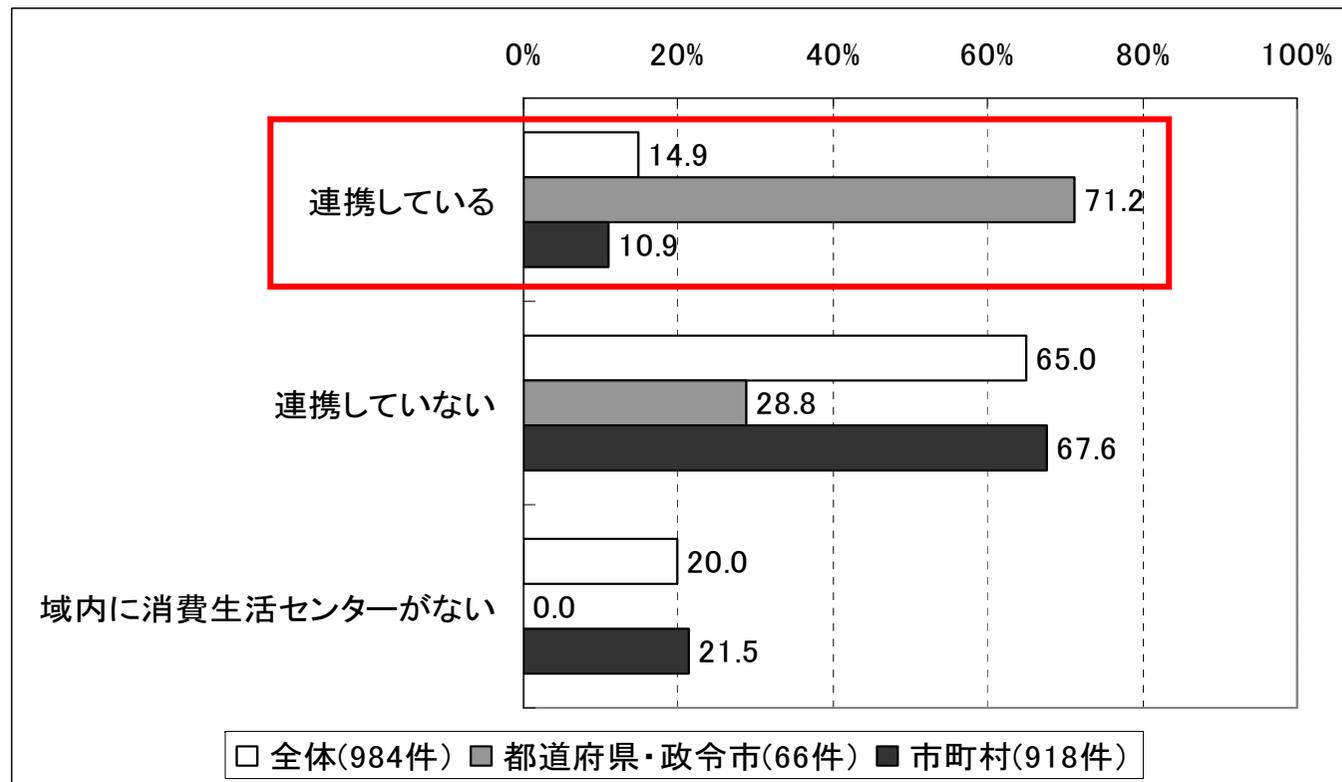
(平成22年度文部科学省委託「消費者教育に関する取組状況調査」)

社会教育における消費者教育に取り組んでいる教育委員会は、約3割弱である。

# 社会教育における消費者教育の取組状況

## 消費生活センターとの連携①

問 貴教育委員会において、消費生活センターと消費者教育に関して連携していますか。(1つ選択)



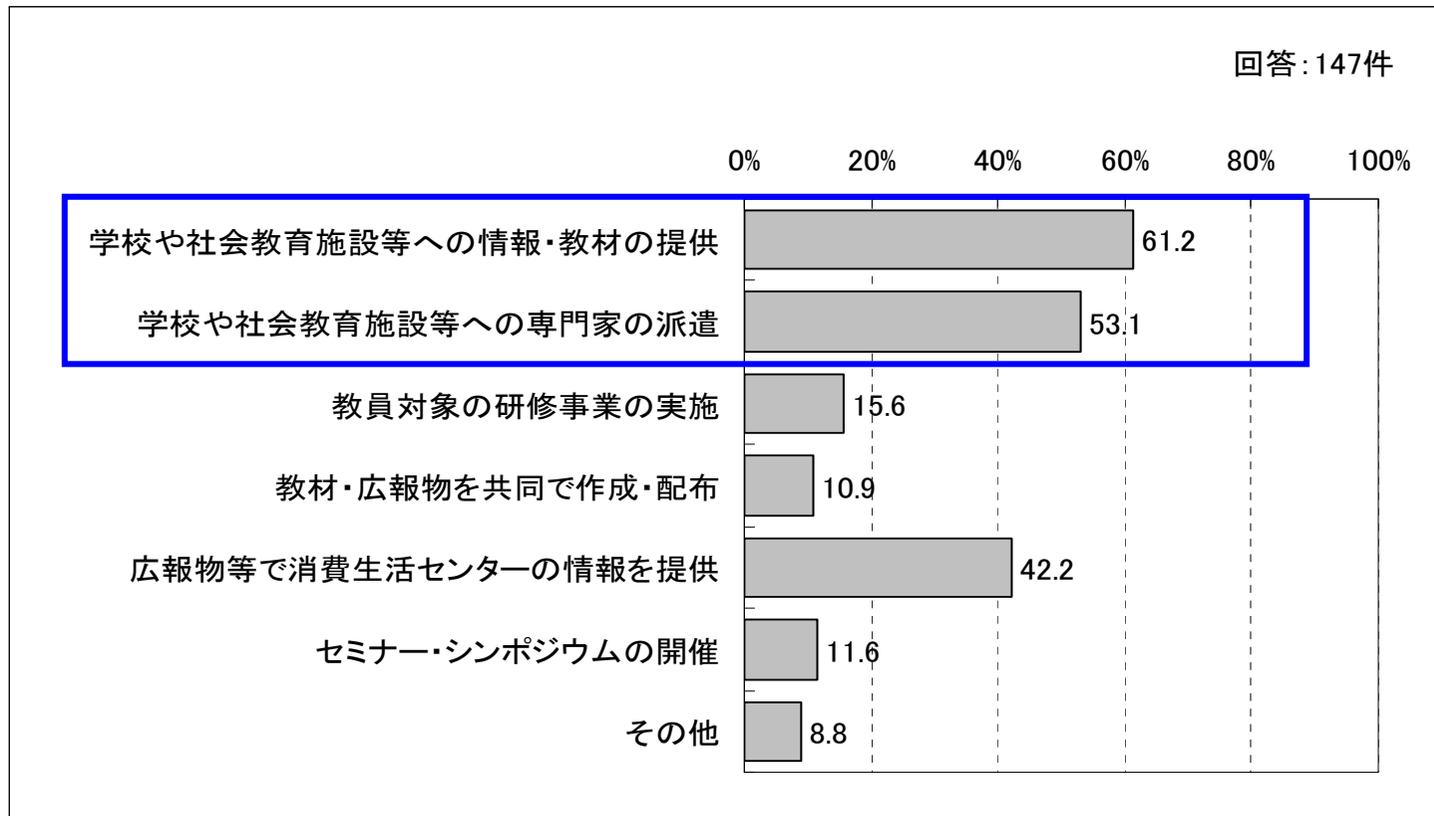
(平成22年度文部科学省委託「消費者教育に関する取組状況調査」)

消費者教育に関して、教育委員会と消費生活センターとの連携状況は、都道府県・政令市については、「連携している」教育委員会が約7割、市町村については、「連携している」教育委員会は約1割にとどまっている。

# 社会教育における消費者教育の取組状況

## 消費生活センターとの連携②

問 「連携している」と回答した教育委員会において、消費生活センターとの連携で実施している内容はどのようなものですか。(複数選択)



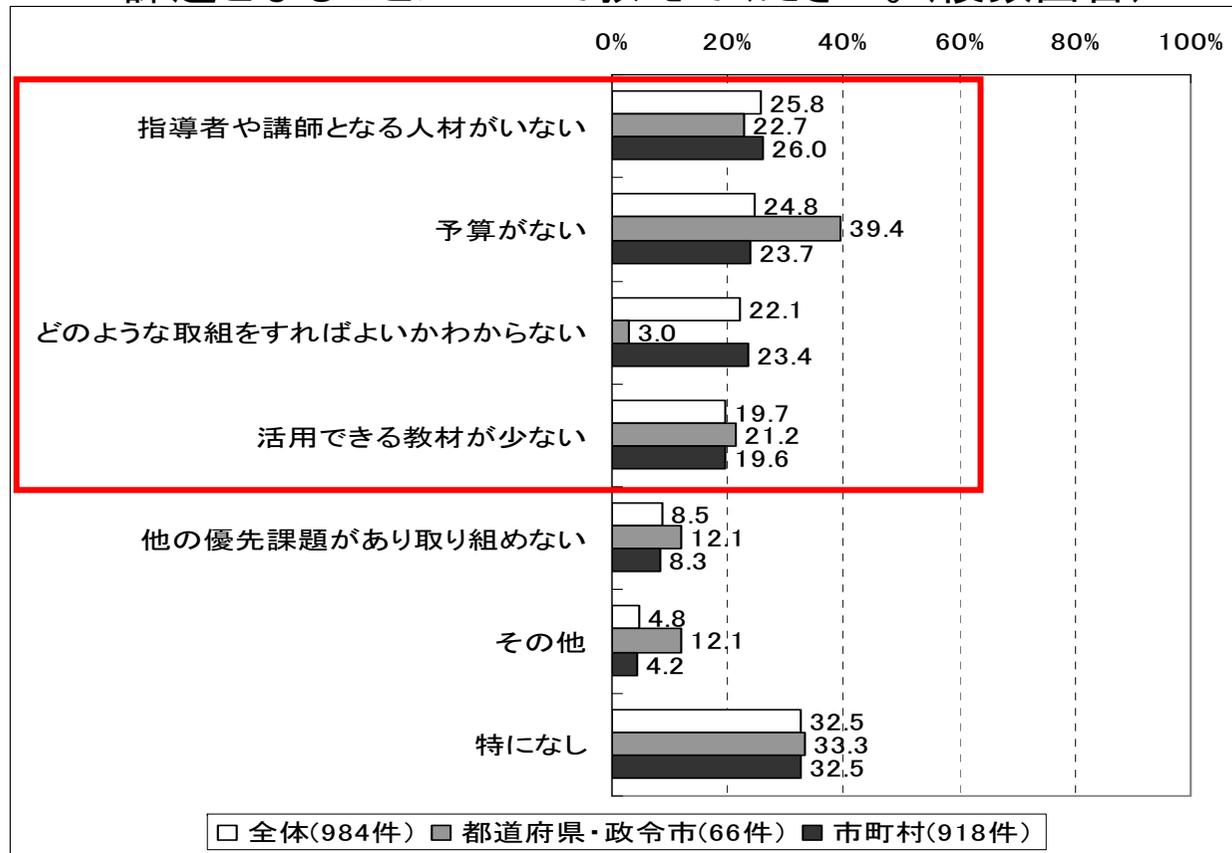
(平成22年度文部科学省委託「消費者教育に関する取組状況調査」)

消費生活センターとの連携で実施している内容としては、「学校や社会教育施設等への情報・教材の提供(61.2%)」や「学校や社会教育施設等への専門家の派遣(53.1%)」が5割を超えている。

# 社会教育における消費者教育の取組状況

## 消費者教育を推進する際の課題

問 貴教育委員会において、今後、消費者教育を推進するにあたって、課題となることについて教えてください。(複数回答)



(平成22年度文部科学省委託「消費者教育に関する取組状況調査」)

消費者教育を推進する際の課題として、「指導者や講師となる人材がない」、「予算がない」、「どのような取組をすればよいかわからない」、「活用できる教材が少ない」の回答が約2割程度あげられた。

# 全国の取組事例(消費者教育)

## <多様な主体との連携・協働>

### 消費者教育フェスタ in ぎふ

- 文部科学省、岐阜県、岐阜市、岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会の共催により、岐阜市内の小中学校を会場に消費者教育の授業公開、企業・団体等による出前授業の実施や、連携事例を紹介するなど多様なプログラムを行った。(平成24年2月22、23日開催)
- 企業・団体等への声掛けは、「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、企業、事業者団体、消費者団体、NPO、行政等幅広い関係機関に周知し、参加を募った。
- 当日は、2日間延べ1,027名が参加し、地域における連携・協働による消費者教育の推進のきっかけとなった。

## <フェスタで紹介した取組事例>

### 消費者ネットワーク岐阜

- 生協、女性団体、福祉協議会、弁護士、消費生活相談員、有識者等、幅広いメンバーで構成。
- 主な活動として、
  - (1)消費者被害の未然防止
    - ・高齢者向け出前講座の実施(23年実績11回)
  - (2)自立した消費者の育成
    - ・年2回のシンポジウムの開催
  - (3)消費者問題に関わる横のつながりの強化
    - ・機関紙発行、ホームページによる情報発信
  - (4)地方行政に提言
    - ・自治体の消費者行政との懇談会の実施

## <大学等の取組事例>

### 鳥取大学・鳥取環境大学・鳥取短期大学・ 米子工業高等専門学校

#### 鳥取県消費生活センターとの連携による公開講座の開催

- 鳥取県消費生活センターの委託事業として、県内4校の高等教育機関において、「くらしの経済・法律講座」を実施。
- 授業は、各大学等の教員、消費生活センター、弁護士、財務局、税務署、日本銀行、金融広報アドバイザー等によるオムニバス形式で実施。
- 学生以外の受講生も公募しており、学生と県民が一緒に受講することで、相乗効果を高めるだけでなく、大学等にとっては地域貢献の機会となっている。

## <社会教育の取組事例>

### 社会教育施設での取組

#### 【公民館の事例】

- 埼玉県吉川市中央公民館(行政の出前講座等を活用して、消費生活に関する講座(今ドキの悪徳商法講座)を開催)
- 神奈川県平塚市東ブロック公民館(家庭教育学級において、保護者向け講演会「子どもの安心・安全講演会～携帯電話・インターネットの罠から子どもを守る～」を開催)

#### 【図書館の事例】

- 鳥取県立図書館(悪質商法、クレジット被害などの生活に関する困りごとについて、弁護士や関係機関と連携し、専門家による相談会や講座の開催。多重債務等トラブル解決のために、必要な情報を検索マップとしてまとめ、利用者に提供)

# 環境保全活動・環境教育推進法改正案の概要

## 法律改正の必要性

- 環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっている。
- 国連「持続可能な開発のための教育の10年(ESD)」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要。

例えば、米国では、「グリーンカラー」の看板のもと、環境関連の人材育成を強力に推進。

## 環境保全活動・環境教育の一層の推進 体験学習に重点を置く取組から幅広い実践的人材づくりと活用へ

### 改正の考え方のイメージ

**1. 基本理念等の充実** 法目的に、協働取組の推進を追加。基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加。

### 2 地方自治体による推進枠組みの具体化

～環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置～

地方公共団体は、地域の関係者からなる協議会の設置等による環境教育、協働取組等に係る行動計画等の作成の努力義務。

### 3 学校教育における環境教育の充実

#### 教育活動における環境配慮の努力義務

学校施設等の整備の際に適切な環境配慮の促進及び教育を通じた環境保全活動の推進。

#### 学校教育における環境教育の一層の推進

国及び地方公共団体は、学校で各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われるよう、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずる。また、研修等教育職員の資質の向上のための措置を講ずる。

### 4 環境教育等の基盤強化等

#### 環境教育等支援団体の指定等

各主体による環境教育等の取組を支援する環境教育等支援団体の指定。

人材認定等事業の登録対象に環境教育の教材開発等事業を追加

### 5 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入

自然体験活動等の機会の場の知事による認定制度の導入。

### 6 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

#### 政策形成への民意の反映

国民、民間団体等の多様な主体の意見を求め、政策形成する仕組みを整備・活用、国民等による政策提案を推進。

#### 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮

国等が公共サービスの実施に際し価格以外の多様な要素も考慮し民間団体と契約。

**協働取組推進のための協定制度の導入**  
協働取組を推進するため、行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、協働取組協定の締結の推進、登録制度。

#### 事業型環境NPOの活動支援

環境保全活動が経済的に自立して行えるよう、NPO等の活動を国が支援。

### 附則

#### 法施行後5年を目途とした検討

学校における環境教育について、教育職員を志望する者の育成を含めた検討

### 法律題名の改正

以上のとおり、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備することに伴い法律の題名をそれに即応したものに変更。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

# 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(構成)

## はじめに

### 1. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

#### (1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

将来世代に配慮  
した長期的な視点

地球の営みと絆を  
深める社会・文化

持続可能性を高め  
る新しい発展の道

参加・協力、役割  
分担

#### (2) 取組の基本的な方向

##### ①意欲の増進

- 地球温暖化問題等の課題に様々な主体が、自ら進んで取り組むことの重要性
- あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性
- 社会・地域・家庭における環境保全の意欲の増進を進める環境整備

##### ②環境教育の推進方策

- 【目指す人間像】  
持続可能な社会づくりに主体的に参画
- 【環境教育の内容】
  - 環境にかかわる人間と環境、人間と人間との関わりの学習
  - 環境問題をとらえる客観的、公平な態度
  - 恵み豊かな環境を大切に思う心
  - いのちの大切さ

### 2. 政府が実施すべき施策の基本的な方針

#### (1) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に当たっての基本的な考え方

##### ①意欲の増進、環境教育推進の考え方

- 国民、民間団体との連携
- 民間の自発的な意志の尊重
- 適切な役割分担
- 参加と協力
- 公正性・透明性の確保
- 継続的な取組
- 自然環境の維持管理の重要性
- 様々な公益への配慮

##### ②環境教育の推進方策の考え方

- 【手法の考え方】
  - 関心から、具体的行動に向けた一連の流れに位置付けて実施
  - 継続的实践体験を中心に位置付ける
  - 体系的・総合的・効果的仕組みの構築
- 【施策の考え方】  
場をつなぐ、主体をつなぐ、施策をつなぐ

## (2)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

### ①学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

- 学校における環境教育
- 社会等幅広い場における環境教育の推進
- プログラムの整備
- 各主体の連携
- 学校の教職員の資質の向上
- 人材の育成・活用
- 情報の提供
- 調査研究

### ②職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育

- 環境に関する研修などの充実
- ボランティア活動の促進
- 情報の提供、表彰

### ③人材育成、人材認定事業の登録及び情報提供

- 民間の人材育成、認定事業の登録制度
- 人材育成、人材認定事業に関する情報提供等

### ④拠点機能整備

- 政府の拠点機能整備
- 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援

### ⑤民間による土地等の提供に対する支援

- 支援の輪、関係者間の連携の促進、促進制度の活用

### ⑥各主体間の連携、協力、協働取組の在り方の周知

- 協働についての関係者間の理解の深化、ファシリテーター活用、養成

### ⑦情報の積極的公表

- 政府の保有する情報の積極的公表
- 公表された情報の収集、整理及び分析並びに結果の提供

### ⑧国際的な視点での取組

- 持続可能な開発のための教育の10年など国際的な動きを踏まえた国内での対応
- 国際社会との協力

## 3. その他の重要事項

### (1)各主体間の連携

- 政府と国民、民間団体、事業者
- 政府と地方公共団体
- 関係府省間

### (2)法施行状況検討、見直しの準備

## 環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律 (環境教育促進法)の対応について

### 1. 法改正の対応

平成23年6月の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正を受け、同年10月より、関係各省局長級をもって構成する「環境教育等推進会議」と有識者をもって構成する「環境教育等推進専門家会議」を設置し、平成24年10月の完全施行に向けて、「環境教育等の推進に関する基本的な方針」の見直しと関係省令の改正について検討を行っている。

### 2. これまで

- 10月18日 第1回環境教育等推進会議
- 10月31日 第1回環境教育等推進専門家会議
- 12月12日 第2回環境教育等推進専門家会議
  - 学校教育以外の論点について議論
- 2月13日 第3回環境教育等推進専門家会議
  - 学校教育の論点について議論
- 3月9日 第4回環境教育等推進専門家会議
  - 報告書骨子及び省令素案について議論
- 4月16日 第5回環境教育等推進専門家会議（最終回）
  - 報告書素案の議論及び省令案概要についての報告

### 3. 今後の予定

- 5月中 報告書案及び省令案についてパブリックコメント
- 6月中旬 第2回環境教育等推進会議に報告
- 6月末 基本方針改正を閣議決定＋省令の公布
- 7月～9月 周知期間
- 10月1日 改正法全面施行

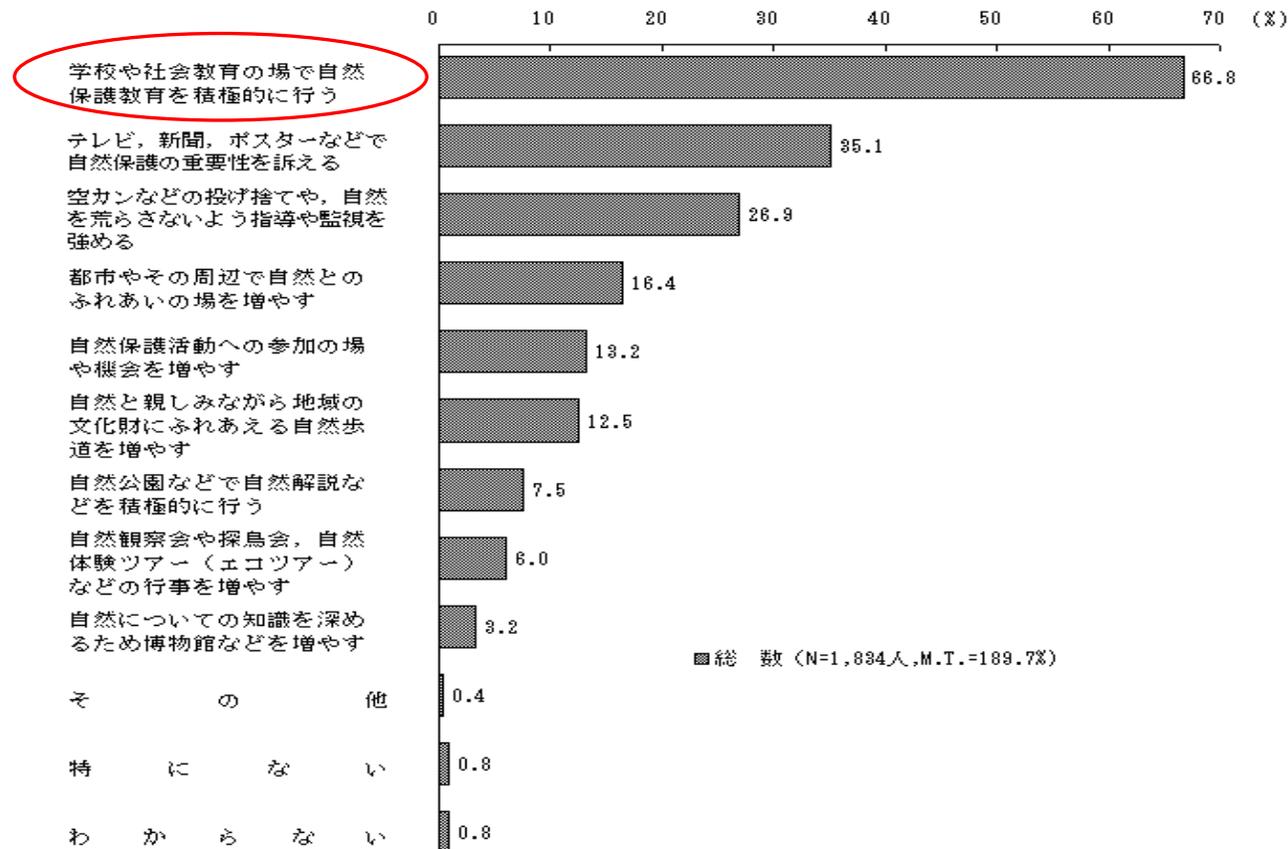
# 環境教育 関連データ

# 「環境教育に対するニーズ」

## 5 自然保護活動について

### (1) 自然を大切にすることを深める方法（2つまでの複数回答，上位4項目）

	(平成13年5月)	平成18年6月
・学校や社会教育の場で自然保護教育を積極的に行う	(55.9%)	66.8%
・テレビ，新聞，ポスターなどで自然保護の重要性を訴える	(28.5%)	35.1%
・空カンなどの投げ捨てや，自然を荒らさないよう指導や監視を強める	(29.7%)	26.9%
・都市やその周辺で自然とのふれあいの場を増やす	(31.3%)	16.4%

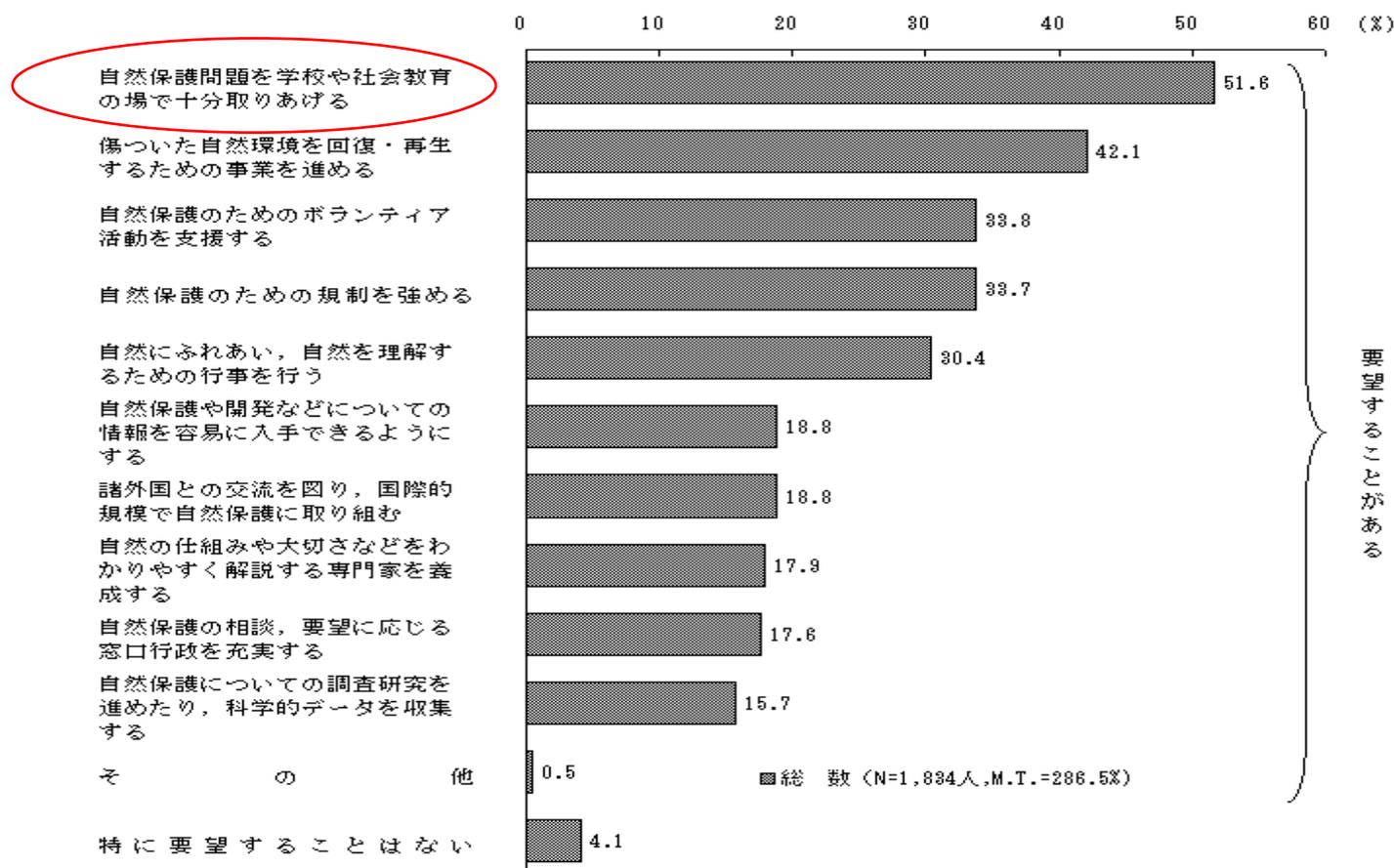


(備考) 「自然の保護と利用に関する世論調査(平成18年6月調査)」(内閣府)より作成

【全国20歳以上の者3,000人、有効回収数1,834人、回収率61.1%】

# 「環境教育に対するニーズ」

(5) 国や地方公共団体への要望（複数回答，上位5項目）	(平成13年5月)	平成18年6月
・自然保護問題を学校や社会教育の場で十分取りあげる	(41.9%)	51.6%
・傷ついた自然環境を回復・再生するための事業を進める	(25.5%)	42.1%
・自然保護のためのボランティア活動を支援する	(29.9%)	33.8%
・自然保護のための規制を強める	(36.5%)	33.7%
・自然にふれあい，自然を理解するための行事を行う	(26.5%)	30.4%



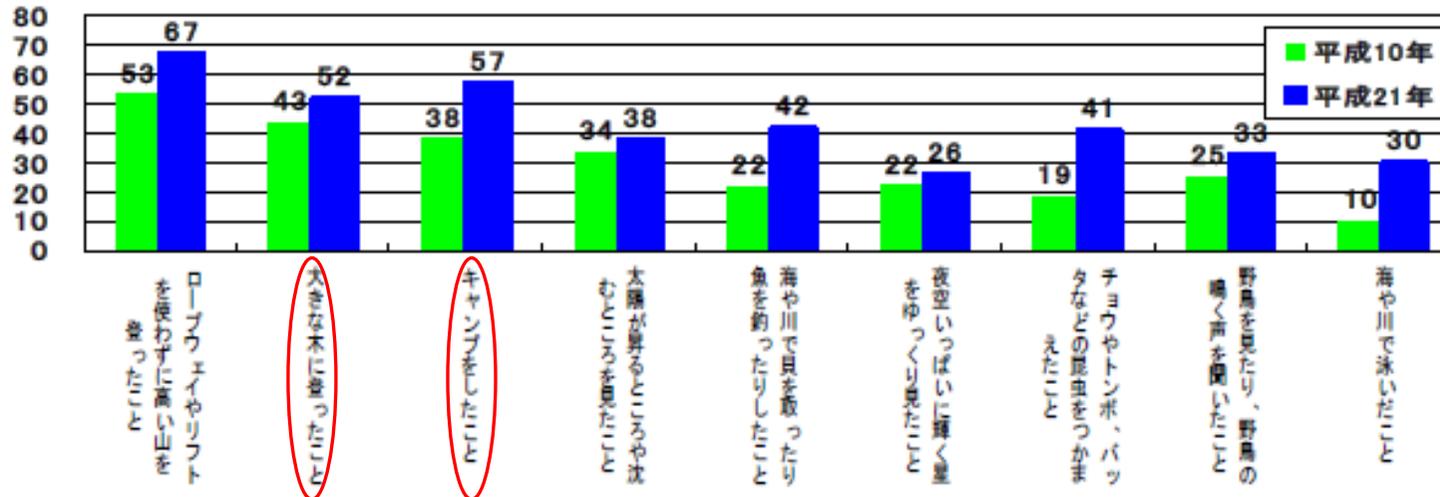
(備考) 「自然の保護と利用に関する世論調査(平成18年6月調査)」(内閣府)より作成

【全国20歳以上の者3,000人、有効回収数1,834人、回収率61.1%】

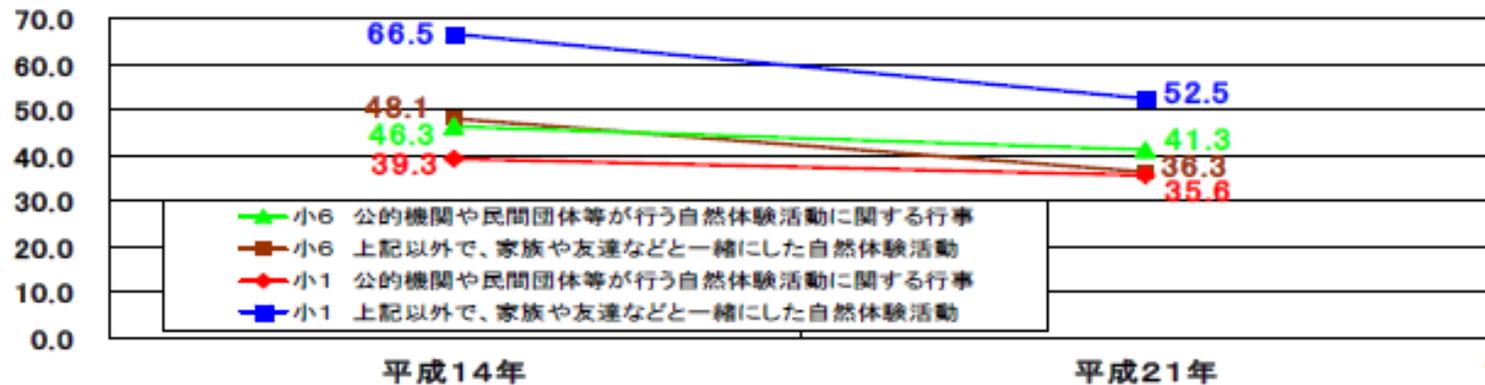
# 「青少年の自然体験活動の不足」について

## 自然体験を行ったことのある青少年の割合が年々減少

○次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合



○夏休みにおける自然体験活動への参加割合



# 「NPO等の環境団体数」

(2)法人格

法人格の種類	団体数	構成比(%)
特定非営利活動法人(NPO法人)	1,962	43.29
財団法人	151	3.33
社団法人	115	2.54
その他の法人	39	0.86
なし(任意団体)	2,265	49.98
合計	4,532	100.00

(7)環境活動の分野(複数回答)

活動分野	団体数	構成比(%)
森林の保全・緑化	1,220	26.91
自然保護	1,792	39.54
大気環境保全	161	3.55
水・土壌の保全	959	21.16
砂漠化防止	112	2.47
リサイクル・廃棄物	726	16.02
消費・生活	548	12.09
環境教育	2,208	44.30
まちづくり	1,408	32.65
美化清掃	981	21.64
地球温暖化防止	673	14.85
有害化学物質	138	3.04
騒音・振動・悪臭対策	41	0.90
環境全般	480	10.59
その他	549	12.11

(備考) 「環境NGO総覧(平成20年度)」より作成

# 「総合的な学習時間における環境教育の実施率」について

## 小学校(H21)

② 横断的・総合的な課題等を取り上げる予定の小学校における具体的な学習活動  
(複数回答)

学習活動 学年	横断的・総合的な課題					地域や学校の特色に応じた課題		
	国際理解	情報	環境	福祉・健康	その他	地域の人々の暮らし	伝統と文化	その他
第3学年	52.0%	55.2%	44.7%	38.3%	11.3%	71.3%	37.0%	9.9%
第4学年	52.7%	56.0%	63.5%	55.6%	11.9%	52.6%	30.9%	10.6%
第5学年	41.1%	59.4%	61.3%	42.5%	15.7%	47.4%	35.3%	12.7%
第6学年	51.5%	59.5%	38.8%	43.7%	21.6%	39.3%	48.4%	11.6%
※実施学校	72.7%	67.6%	83.2%	77.6%	26.5%	79.8%	66.4%	18.8%

## 中学校(H21)

④ 横断的・総合的な課題を取り上げる予定の中学校における具体的な学習活動  
(複数回答)

学習活動 学年	横断的・総合的な課題				
	国際理解	情報	環境	福祉・健康	その他
第1学年	18.0%	22.5%	35.9%	35.5%	14.1%
第2学年	19.8%	21.5%	27.6%	30.0%	16.9%
第3学年	27.2%	23.3%	27.5%	34.7%	16.7%
※実施学校	34.7%	30.8%	46.6%	52.7%	21.4%

## 小学校(H16)

(そのうち横断的・総合的な課題を取り上げている学校の具体的な学習活動)

学年	学習活動					
	横断的・総合的な課題					
	国際理解	外国語会話*	情報	環境	福祉・健康	その他
第3学年	65.2%	56.5%	61.3%	44.3%	39.9%	17.9%
第4学年	65.7%	57.3%	62.3%	62.8%	53.0%	13.9%
第5学年	68.8%	59.3%	65.4%	58.8%	46.7%	17.2%
第6学年	74.8%	61.7%	65.4%	41.6%	49.7%	22.4%
※実施学校	79.2%	64.8%	70.6%	75.3%	71.6%	27.7%

## 中学校(H16)

(そのうち横断的・総合的な課題を取り上げている学校の学習活動)

学年	学習活動					
	横断的・総合的な課題					
	国際理解	外国語会話を実施*	情報	環境	福祉・健康	その他
第1学年	21.0%	5.2%	28.7%	42.2%	40.0%	22.9%
第2学年	23.6%	5.2%	25.8%	33.5%	39.5%	29.5%
第3学年	32.0%	5.7%	28.5%	32.7%	41.2%	29.2%
※実施学校	39.4%	7.4%	36.4%	52.8%	58.3%	36.0%

(備考) 「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」(平成23年度調査)」より作成

## 社会教育における地域の教育力強化プロジェクト 平成23年度委託事業一覧（環境教育関係）

### 【事業の概要】

環境教育など、行政だけではなく地域やNPO等の民間が主体となって課題解決に取り組むべき重要なテーマを指定して、地域の課題解決につながる仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。

平成23年度の採択案件11件のうち2件が環境教育を主たる内容とする事業。

### 【採択案件概要】

#### （1）実施団体：特定非営利法人科学宅配塾

一般市民の科学分野、特に環境問題に対する関心は高いものの、実際に提供される科学教育はトピックス的、個別的・断片的なものが多く、科学的リテラシーを体系的に習得するようには構成されていない。

そこで、環境問題を地球規模の問題であると同時に、日常生活に関連する地域の問題としてとらえるため、①自然・生命、②ごみ・資源、③エネルギー・地球温暖化をテーマとした環境教育の学習プログラムを作成、実施する。

プログラム作成に当たっては、科学的リテラシーの3つの側面（①科学的知識、②科学的プロセス、③科学的状況）を意識したものとし、環境問題に対して主体的に問題意識を持ち、持続可能な社会づくりに参画する人材を育成することを目指す。

さらに、学習プログラムが他の地域でも活用されるよう、「地域独自の環境問題を取り上げるポイント」や「準備や実施体制づくりの指針」等を示す。

#### （2）実施団体：財団法人大阪市博物館協会

大阪市は近世以降、国内物流の拠点として繁栄したが、生産地と消費地がかけ離れる事態を招き、今日に至っては、食料や水だけではなくエネルギーも市域を離れた他地域の生態系サービスに依存している。

そこで、都市部に住む消費者としての市民が、生物多様性の保全を中心とした環境倫理を確立するため、カフェや飲食店（食文化＝生物多様性の恵み）において、提供される食材を題材に「食文化と多様性トーク」を開催する。

トークには毎回、食材の生産地域に精通した生産者や環境・歴史の専門家等を招き、食や文化に触れる中で環境を意識できるものとする。

また、インターネットを介した配信を行ったり、トークの内容をまとめた冊子を作成し、食育の観点から親子層を対象とした学習の浸透を図る。